

## 第2章 熊本県国民健康保険運営協議会

（設置）

第2条 法第11条第1項の規定に基づき、熊本県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (2) 法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（組織）

第4条 協議会の委員の定数は、11人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

3 委員は、知事が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 協議会の会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員の選挙によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。